

社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
令和 6 年度 事業報告

目 次

I	総括	1
II	法人運営	3
III	地域福祉の推進	7
IV	ボランティア活動の推進	16
V	高齢者・障がい者・介護者支援事業	17
VI	児童・子育てを対象とした事業	19
VII	介護保険事業・障害者居宅介護事業等	20

I 総括

少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、地域福祉の推進主体である本会は、多様化・複雑化する福祉課題に柔軟に対応しながら、本会の基本理念である『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』の実現を目ざして、各種事業に取り組みました。

令和 6 年度は、法人化 45 周年の節目の年であったため、精華町社会福祉大会（せいか社協フェスタ 2024）などを行いました。地域福祉活動を推進するための貴重な財源である社協会員募集（会費納入依頼）については、5 年ぶりに役職員による街頭啓発を実施しました。個人会員（普通会员・賛助会員）は 2,973 口、前年度比マイナス 261 口という実績でした。法人会員は前年度実績と比較してプラス 2 か所、口数は同数という実績でした。

京都府社会福祉協議会から委託を受けて実施している福祉サービス利用援助事業は、精華町での利用者数に大きな変動はありませんが、京都府内全体では増加傾向にあり、京都府が独自に実施している住民税非課税世帯の利用料免除措置については、財源問題が生じています。令和 7 年度には利用料免除の範囲や利用料の見直しが予定されているため、現利用者に対する丁寧な説明と本会独自の減免制度の見直しが急務となっています。

高齢、障がい、児童などの分野にこだわらず、深刻な福祉課題・生活課題をもった人たちが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、制度だけでは解決できない課題に対しては、絆ネットコーディネーターが中心となって取り組んできました。令和 6 年度は、社協内部の部署間の情報共有・連携と職員育成を目的として、事例検討及び課題解決のための定例会議（社協内部連携強化会議）を重点事業として位置づけて実施しました。

精華町内に在住する住民に対して、助けあいの精神に基づいて福祉送迎活動を実施する非営利団体に、地域送迎サービス専用車両（車いす対応車両）を貸し出しすることにより、住民の日常生活の便宜を図り、地域福祉及び在宅福祉の増進に寄与することを目的として、令和 6 年 1 月から地域送迎サービス専用車両貸出事業を実施しています。令和 6 年度の登録は昨年度に引き続き 1 団体であり、令和 7 年度以降積極的な広報に努める必要があります。

高齢者等支援事業の部門においては、包括的支援事業（地域包括支援センター）での相談件数が年々増加していました。これまで北部・南部の 2 圏域に分かれて地域包括支援センターが設置されていましたが、令和 6 年 12 月からは北部・南部・中部の 3 圏域に分かれて業務を分担し、本会では中部地域包括支援センターとして業務を実施しました。この結果、担当圏域における年間の相談件数は、前年度比マイナス 15%の 1,532 件となりました。一方で高齢者虐待や困難事例に関する相談件数は高止まり状態となっています。

外出支援サービス事業や配食サービス事業、紙おむつ等給付事業では、物価高騰の影響により、現行の利用料及び委託料では事業運営が困難な状況となってきています。

児童・子育て支援の部門においては、ファミリーサポート事業の活動時間数が年間 1,000 時間を超えて過去最高の実績となりました。依頼会員が年々増加する一方で、援助会員の登録数が伸び悩んでおり、ニーズに合致する活動エリア・時間帯に活動できる援助会員が少ないという課題があります。

令和 4 年度に精華町から委託を受けて事業開始した産前産後ヘルパー派遣事業は 3 年目を迎え、利用者数・利用回数ともに増加しています。ホームヘルパーについては、高齢者

や障がい者の特性だけでなく、子育て世帯を支援するための専門知識が求められるため、年間を通じて研修の機会を確保します。

介護保険事業等の部門では、例年どおり、介護保険事業及び障害者居宅介護事業・重度訪問介護事業を実施しました。

居宅介護支援事業所においては、ケアマネジャーが定着しており、高い稼働率を維持しています。令和 6 年度は、ケアマネジャーが有する能力を地域に還元する取り組みの 1 つとして「地域資源の情報収集・還元」を位置づけました。情報不足によりインフォーマルサービス（地域資源などの介護保険外サービス）の認知度が低いため、中部地域包括支援センターと協働で月 1 回会議を開催し、精華町近隣を中心とした地域資源の情報収集・集約を行い、社会資源パンフレット「どんちゃんおたすけ情報誌」を作成しました。

訪問介護事業所が実施する訪問介護サービス・予防訪問介護相当サービスにおいては、令和 6 年度は、複数回訪問していた利用者の入所・死亡による利用中止が続き、前年度実績と比較すると、実利用者数・のべ利用回数ともに大きく減少し、実利用者数は 16%の減少、のべ利用者数は 8.5%の減少となりました。事業所としてはマイナス 220 万円程度の収支結果となりました。業績回復に向けて、引き続き居宅介護支援事業所との連携を心がけます。介護分野では慢性的な人手不足が続いていますが、令和 6 年度は非常勤ホームヘルパー 2 名を採用することができたため、将来にわたって安定的に事業運営できるよう人材育成に尽力します。

通所介護事業所においては、令和 4 年度以降、各事業の実施に必要な専門職（生活相談員・看護師・介護職員）は充足できています。

通常規模型通所介護事業は、前年度実績と比較すると、実利用者数・のべ利用回数ともに大きく減少し、実利用者数は 13.8%の減少、のべ利用者数は 18.8%の減少となりました。事業単独の収支ではマイナス 1,400 万円程度という結果となりました。6 月から新たに口腔機能向上加算を取得し、嚥下機能の低下予防を目的として看護師などによる口腔ケアや口腔機能訓練を行いました。

認知症対応型通所介護事業は、前年度実績と比較すると、実利用者数・のべ利用回数ともに大きく減少し、実利用者数は 33.3%の減少、のべ利用者数は 22.6%の減少となりました。事業単独の収支ではマイナス 812 万円程度という結果となりました。

両事業で 2,200 万円を超える赤字運営に陥っており、業績回復に向けて、引き続き居宅介護支援事業所へ情報提供するとともに、地域のサロン等に出向いて事業説明を行うなど PR を強化します。また、令和 7 年度は事業検討委員会を設置し、今後の事業内容を見直します。

Ⅱ 法人運営

1. 理事・監事・評議員の構成

区 分	定数	現員	欠員
理 事	12	12	0
監 事	2	2	0
評議員	14	14	0

(年度末現在)

2. 理事会の開催状況

・第1回：令和6年5月29日

- 第1号議案 令和5年度事業報告について
- 第2号議案 令和5年度収支決算について
- 第3号議案 令和6年度定時評議員会の開催について
- 第4号議案 令和6年度補正予算（第1号）について
- 第5号議案 精華町ファミリー・サポート・センター自家用車使用規程の制定について

・第2回：令和6年8月20日

- 第6号報告 精華町社会福祉大会における被表彰者（役員等）の同意について
- 第7号議案 精華町社会福祉大会における被表彰者（ボランティア）の同意について
- 第8号議案 精華町社会福祉大会における被表彰者（社会福祉活動）の同意について
- 第9号議案 精華町社会福祉大会における被表彰者（本会事業功労）の同意について
- 第10号議案 精華町社会福祉大会における被表彰者（寄付者）の同意について

・第3回：令和6年10月1日【書面決議】

- 第11号議案 精華町社会福祉大会における被表彰者（寄付者）の追加同意について

・第4回：令和6年11月21日

- 第1号報告 会長職務の執行状況について
- 第12号議案 組織規則の一部改正について

・第5回：令和7年2月18日

- 第13号議案 令和6年度補正予算（第2号）について
- 第14号議案 令和7年資金運用計画について
- 第15号議案 育児・介護休業等に関する規則の一部改正について

・第6回：令和7年3月11日

- 第1号報告 会長職務の執行状況について
- 第16号議案 職員の給与に関する規程の一部改正について
- 第17号議案 介護職員等の処遇改善に関する規程の一部改正について
- 第18号議案 令和7年度事業計画について
- 第19号議案 令和7年度収支予算について

3. 評議員会の開催状況

- ・第1回（定時評議員会）：令和6年6月27日
第1号報告 令和5年度事業報告について
第1号議案 令和5年度収支決算の承認について

4. 法人監査の実施

令和5年度事業報告及び収支決算の内容を監査していただくために、監事2名による監査を行いました。

- ・令和6年5月13日

5. 三役会議の開催状況

正副会長による意見交換及び事業の運営方針等を協議する場を設けるために、三役会議を開催しました。（毎月1回）

- ・三役会議 年間12回開催

6. 管理職会議の開催状況

役員会の議案調整や事業の推進方法を協議するための会議として、毎月2回管理職会議を開催しました。

- ・年間24回開催

7. 係長会議の開催状況

各係における業務の進捗状況、利用者からの意見・要望等を分析するための会議として、毎月1回係長会議を開催しました。

- ・年間12回開催

8. 職員衛生委員会の開催状況

常時50名以上の従業者を雇用する事業場として、関係法令に基づいて、職員等による衛生委員会を開催しました。労働災害を未然に防ぐための取り組みや、インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルスなどの感染症対策やメンタルヘルスなど職員の健康対策にも取り組み、労働災害及び健康被害の予防となっています。

- ・年間12回開催
- ・ストレスチェック：令和6年8月実施（39名）
- ・健康診断：令和6年9月から実施（51名）

9. 職員の構成

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
常勤職員	25名	26名	24名	25名	24名
非常勤職員	55名	58名	61名	64名	58名
合 計	80名	84名	85名	89名	82名

（年度末現在）

10. 職員の労働災害

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
発生件数	0件	0件	4件	1件	1件

11. 職員研修

職員の資質向上及び技術習得、知識補充を目的として、京都府社会福祉協議会、京都府その他の関係団体が実施する外部の研修に参加しました。

<職場内研修>

研修名等	開催日	参加者数
交通安全講習	10/10・10/17・10/22	職員 72 名
普通救命講習	12/16	職員 6 名
介護職員等研修	9/24・10/22・1/28	介護職員等のべ 107 名

12. 防災対策

(1) デイサービスセンター消防訓練

本会デイサービスセンターにおいて、消防計画に基づく利用者並びに職員による避難、通報、消火等の訓練を行いました。

	実施日	訓練内容
1	6/18	自衛消防組織編成表に基づく火災時の任務の遂行（50 名）
2	12/24	自衛消防組織編成表に基づく火災時の任務の遂行（60 名）

(2) デイサービスセンター非常災害対策避難訓練

非常災害の発生を想定し、デイサービスセンター非常災害対策計画に基づいて、第 1 避難場所（精華台小学校）まで利用者の避難訓練（公用車による避難）を行いました。

	実施日	訓練内容
1	3/18	通所介護利用者の避難訓練

13. 福祉サービス苦情解決事業の実施

本会が提供するサービスに係る苦情に対して、苦情解決の仕組みを整備し、適切な対応を図るとともに、サービス利用者の利益を保護するための取り組みとして、福祉サービス苦情解決事業を実施しました。また、苦情の概要については、ホームページに公表しました。

<苦情受付体制>

- ・苦情解決責任者（事務局長）
- ・苦情受付担当者（各課長）
- ・苦情解決第三者委員（近藤かほる委員・沖祐治委員）

<苦情受付件数>

苦情の内容		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
1	職員の対応に関すること	3	3	5
2	サービス・事業内容に関すること	3	1	0
3	その他	0	3	0
合 計		6	7	5

<苦情解決結果>

申し出のあった苦情は苦情解決責任者に報告・相談し、福祉サービス利用開始時における重要事項の説明及びサービス内容の充実のほか、担当職員への注意・指導を徹底したことなどを苦情申出者へ説明することで、上記苦情のすべてを解決しました。

14. 介護従事者等に対する処遇改善及び特定処遇改善の実施

今年度も、介護職員処遇改善加算等を有効に活用し、事業者として介護従事者の処

遇改善に取り組むとともに、同事業の趣旨を踏まえて、職員を長期にわたって育成するためのシステムとして、目標管理と評価システムを導入し、年 2 回の個人面談を実施しました。

15. 虐待防止検討委員会の設置

高齢者虐待防止法並びに障害者虐待防止法に基づいて、虐待防止検討委員会（委員 8 名）を設置しました。今年度は虐待防止指針を定め、検討委員会において職員研修の内容を検討し、職員研修を実施しました。

＜委員会＞

- ・ 8 月 21 日（8 名出席）
- ・ 11 月 29 日（7 名出席）

＜職員研修＞

- ・ 12 月 17 日 出席職員によるグループワーク（30 名出席）
- ・ 12 月 18 日 出席職員によるグループワーク（25 名出席）
- ・ 12 月 23 日 出席職員によるグループワーク（22 名出席）

16. 災害時福祉避難所設置運営訓練の実施

本会デイサービスセンターは、精華町との協定により「災害時福祉避難所」として指定されています。（平成 21 年 2 月協定）

今年度は、災害時の福祉避難所設置運営を円滑に行うこと、また福祉避難所設置運営マニュアルの見直しを目的として、「住民向け防災講座」と「災害時福祉避難所設置運営訓練」を実施しました。

本訓練は、馬淵自治会、町内福祉避難所、京都 D-WAT、山城南保健所、精華町の協力のもと、避難行動要支援者を含む住民参加型の訓練を実施することができました。

今後は本訓練の課題や成果をもとに、マニュアルの見直しに着手します。

＜講座＞

- ・ 実施日：令和 6 年 12 月 8 日（土）
- ・ 場 所：精華町地域福祉センターかしのき苑
- ・ 内 容：①精華町の災害時福祉避難所について
②住民向け防災講座
「あなたならどうする？ゲームで体感する防災訓練」
講師：NPO 法人さくらネット代表理事 石井布紀子氏
- ・ 参加者：地域住民・行政職員 41 名

＜訓練＞

- ・ 実施日：令和 7 年 1 月 19 日（日）
- ・ 場 所：精華町社会福祉協議会デイサービスセンター
- ・ 参加者：地域住民 39 名（馬淵自治会）
精華町内福祉避難所（6 か所）11 名
京都 D-WAT 9 名
山城南保健所 2 名
精華町 3 名（危機管理室 1 名・社会福祉課 2 名）
精華町社協 役員等 3 名
精華町社協 法人運営室 2 名
精華町社協 在宅介護課 4 名
精華町社協 通所介護課 11 名 合計 84 名

17. 顧問弁護士契約の締結

複雑化する法人運営等に関して、法律の観点から助言・協力を受ける体制を整えました。

18. 社会福祉協議会総合システムの導入《社会福祉充実計画》

会計・給与・勤怠管理・各介護保険業務管理について、令和 5 年度に一体化したシステムに入れ替え、データ連携させることで業務の効率化を図っています。

19. せいか社協フェスタ 2024《新規》

令和 6 年度は、本会の法人化 45 周年の節目の年でした。住み慣れた地域やこれからも住み続けていく町で安心して暮らすためには、地域で共に助けあい支えあうことが重要です。それぞれの人が自分らしく、支援を受けながらも自立した生活ができるよう、福祉関係者や地域住民との交流を通じて本会の取り組みや役割を周知することを目的として「せいか社協フェスタ 2024」を開催しました。

<開催日>

令和 6 年 11 月 3 日（来場者数：約 500 名）

<テーマ>

「防災の視点を含めて地域のつながりをもう一度見つめ直そう！」

<主な内容>

①精華町社会福祉大会

（第 1 部）社会福祉関係者表彰

- ・福祉関係者表彰 12 名
- ・ボランティア表彰 11 団体
- ・社会福祉活動表彰 2 団体
- ・本会事業功労 1 団体
- ・寄付者 9 名（団体含む）

（第 2 部）記念講演

- ・桂枝曾丸氏による防災落語

演題：桂枝曾丸と学ぶ もしものそなえ

②イベント等

防災教室／ボランティア体験／スタンプラリー／福祉・ボランティア活動展示／能登応援プロジェクト（能登物産展・手作り義援金箱の展示）／警察車両等の展示／無料託児／福祉事業所による物販／精華町社協公式 LINE 登録コーナー／まちの福祉サポート店等による飲食コーナー

III 地域福祉の推進

加齢や障がいなど、さまざまな生活上の課題を抱えた人々が、その人らしく、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことを実現するためには、高齢や障がいなどの領域を問わず、分野を超えるような問題に対応できる体制づくりが必要です。

また、人間関係が希薄化し、地域社会から疎外されている人々の問題はますます潜在化していることから、支援の必要な人を支えようとする地域社会の構築と地域住民の協力が必要です。

これらの理由から、本会がもつ公益性と地域福祉推進の専門性を生かし、地域住民と協働できる仕組みづくりと、課題を抱えた人（個人）を支援する活動に重点を置いて、各種取り組みを推進しました。

1. 地域福祉活動計画推進委員会

第5次精華町地域福祉活動計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）の進捗状況の確認を目的として、地域福祉活動計画推進委員会（定数10名・1名欠員）を開催しました。

・第1回：令和6年4月15日…委員9名出席

① 令和5年度活動の報告

2. 会員募集及び会費の納入依頼

精華町内における地域福祉活動及びボランティア活動を推進するための貴重な財源を確保するために、各自治会並びに法人・事業所等に対して社協会費の納入依頼を行いました。金額については、「会員及び会費に関する規程」により普通会员1口1,000円以上、賛助会員3口3,000円以上、法人会員5口5,000円以上の加入を依頼しました。

令和6年度は、5年ぶりに役職員による街頭啓発を実施しました。

個人会員（普通会员・賛助会員）は2,973口となり、前年度実績マイナス261口となりました。一方、法人会員は前年度実績と比較してプラス2か所、口数は同数という実績でした。協力いただいた自治会に対して、地域福祉活動を推進するための費用として地域福祉活動助成金（納入額の約5%）を交付しました。

◇主な取り組み

- ・自治会長個別説明
- ・会員募集チラシの作成及びサービス利用者への配布

◇実績等

・募集期間：6月17日～11月30日

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
普通会员数	2,915名	3,179名	3,300名
普通会员口数	2,921口	3,186口	3,309口
賛助会員数	15名	16名	15名
賛助会員口数	52口	48口	45口
法人会員数	97か所	95か所	92か所
法人会員口数	595口	595口	570口
合計口数	3,568口	3,829口	3,924口

3. 法律相談所の開設

(1) 弁護士による無料法律相談

毎月第2水曜日の午後1時30分から午後4時までの間、弁護士による無料法律相談所を開設しました。

・実施回数12回（相談者数59名）

(2) 司法書士による無料法律相談

山城南地区社協の取り組みとして、各市町村社協において司法書士による無料法律相談所を開設しました。

・実施回数 2回（相談者数8名）

4. 広報啓発事業

(1) 社協だよりの発行

本会の取り組みや町内の福祉団体が行う活動を住民に知らせるため、「せいか社協

だより」を年4回発行し、町内に全戸配布しました。前年度に引き続き、職員による編成会議を開催し、読みやすい紙面を心がけるとともに、福祉サービス利用者の声を掲載するなど、地域住民が参加できるような働きかけを行いました。

(2) ホームページ（WEB サイト）の開設《新規》

旧ホームページ作成から15年以上が経過していたため、スマートフォン対応型のホームページ（WEB サイト）を新たに作成し、令和6年9月から運用しました。公的な福祉サービスや、ボランティア活動、地域の福祉活動、イベント情報などのほか、事業計画や事業報告、財務諸表、苦情内容など積極的な情報公開を心がけました。

(3) 精華町ふれあいまつり

ボランティア活動を通じて、住民と高齢者、障がい児者がともに楽しみ、交流を図り、福祉の輪をさらに広げることを目的として、6月2日に「精華町ふれあいまつり」を共催で開催しました。

(4) せいか祭り

11月17日に開催されたせいか祭りにおいて、精華町ボランティアセンターや介護保険事業を展示パネル及びチラシ配布により周知しました。また、福祉用具事業所の協力により歩行分析アプリを使った体験コーナーを設けました。（体験者64人）

(5) マスコットキャラクターどんちゃんの派遣

本会の存在を地域住民にアピールするとともに、地域住民に本会を身近に感じていただけるよう、マスコットキャラクター「どんちゃん」を活用して地域行事に参加しました。

＜どんちゃんの派遣＞

- ①光台六丁目子ども会 5月19日
- ②精華町ふれあいまつり 6月2日
- ③精華台二丁目自主防災学習会 10月20日

(6) せいか地域福祉活動ライブラリー「どんちゃんネル」

地域で実践されている福祉活動や本会の取り組みを知っていただくために、活動を動画編集し、ホームページから閲覧していただける仕組み「どんちゃんネル」を作成しています。

(7) フェイスブック

これまでのせいか社協だよりやホームページ中心の広報に加えて、法人としての公式フェイスブックを開設し、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した幅広い世代に対する情報発信を心がけました。

(8) 公式 LINE 《新規》

LINE アカウントを取得し、令和6年10月から精華町社協公式 LINE として運用しています。

5. 共同募金運動への支援（事務局運営）

精華町共同募金委員会の事務局として、委員会の運営を支援しました。

本会では、共同募金運営委員会から助成を受けて次の取り組みを実施しました。

- (1) 生活困窮世帯の支援（福祉サービス利用料の減免）
- (2) 弁護士による無料法律相談所の開設
- (3) 居場所づくり支援事業
- (4) 育児活動支援事業
- (5) 災害時福祉避難所設置運営訓練
- (6) 地域移送サービス体制基盤強化事業

6. サロン活動支援事業

地域住民（ボランティア）の参加・協力のもと、自治会集会所等を活用し、家に閉じこもりがちな高齢者や要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消や介護予防を図るとともに、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図ることを目的として、35 か所の自治会でふれあいサロンが開催されています。本会では、地域住民が主体的に実施するふれあいサロンの活動を支援するため、音楽療法士や職員を派遣するとともに、レクリエーション機器の貸し出しを行いました。

・派遣回数 15 回

7. ふれあいサポート事業

公的な福祉サービスの利用等が困難な方に対する援助の仕組みとして、会員制度による住民相互の助けあいによる援助活動を実施しました。協力会員と利用会員の双方が会員として登録し、利用会員の申し出に基づき、本会において様々な支援活動の需給調整を行いました。協力会員不足が課題となっています。

＜主な活動内容＞

通院の付添い、掃除、草引きなど

30 分あたり利用料 350 円（生活保護世帯は 200 円）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
利用会員数	16 名	22 名	37 名
協力会員数	11 名	12 名	13 名
のべ活動回数	299 回	288 回	447 回
活動時間数	302 時間	321 時間	484 時間

8. 小地域福祉委員会活動の推進

近年の福祉課題は複雑なケースが多く、福祉制度だけでは解決できないものが増えてきているため、その解決にあたっては福祉制度を活用しながらも一方では、制度外の柔軟な対応を求められることもあります。住みなれた地域やこれからも住み続けていく町で安心して暮らすためには、地域で助けあい支えあうことが重要であることから、感染症対策を講じながらの福祉活動について相談体制を確保しました。（合計 21 自治会）

令和 6 年度は、関係者会議及び研修を実施しましたが、全小学校区での開催を目標としている校区連絡会は開催することができませんでした。

①第 1 期小地域福祉委員会（重点指定期間は平成 18 年度から 2 年間）

植田自治会、北稲八間自治会、谷自治会、精華台一丁目自治会、精華台二丁目自治会、精華台四丁目自治会

②第 2 期小地域福祉委員会（重点指定期間は平成 20 年度から 2 年間）

菱田自治会、南稲八妻自治会、北ノ堂自治会、光台六丁目自治会

③第 3 期小地域福祉委員会（重点指定期間は平成 22 年度から 2 年間）

舟自治会、馬渕自治会、光台五丁目自治会

④第 4 期小地域福祉委員会（重点指定期間は平成 24 年度から 2 年間）

滝ノ鼻自治会、菅井自治会、光台八丁目自治会

⑤第 5 期小地域福祉委員会（重点指定期間は平成 26 年度から 2 年間）

山田自治会、東畑自治会

⑥第 6 期小地域福祉委員会（重点指定期間は平成 28 年度から 2 年間）

桜が丘一丁目自治会、桜が丘四丁目自治会

⑦光台四丁目自治会（令和元年度から実施）

＜研修等＞

- ①小地域福祉委員会関係者会議 8月3日・36名参加
- ②研修「きょうと地域福祉活動実践交流会」(八幡市文化センター)
2月2日・25名参加

9. 地域福祉センター運営管理支援補助事業(受託事業)

精華町地域福祉センターかしのき苑に来館された方に対し、次の業務等を実施しました。

＜業務内容＞

- ・利用手続に関する業務
- ・利用に伴う利用者への便宜供与
- ・保守点検関係業務
- ・施設等運営に関し支援補助を要する業務

10. 生活福祉資金貸付事務(受託事業)

離職者・低所得者・高齢者・障がい者世帯等に対し、資金の貸付と民生委員による必要な生活支援を行うことにより、その世帯が自立し、安定した生活を営むことを目的として、低利又は無利子で必要経費を貸し付ける制度であり、京都府社協から委託を受けて実施しました。

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、相談支援事業及び家計相談支援事業を実施する行政機関の相談員などと連携を図り、単に福祉資金の貸付及び償還請求を行うだけにとどまらず、生活困窮者の自立のための支援を心がけました。

(1) 生活福祉資金(特例貸付を除く)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
のべ相談者数	748名	630名	431名
のべ申請者数	2名	6名	5名
のべ貸付承認	2名	6名(うち辞退2名)	5名
現借受人数	57名	60名	57名
現借受資金数	90件	91件	87件

(2) 新型コロナウイルス特例貸付

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
のべ相談者数	-	-	270名
①緊急小口資金申請者数	-	-	14名
②総合支援資金申請者数	-	-	13名
③延長貸付申請者数	-	-	-
④再貸付申請者数	-	-	-
貸付合計数(①～④)	-	-	27件

※③延長貸付は令和3年6月末日をもって終了

※④再貸付は令和3年12月末日をもって終了

※①緊急小口資金及び②総合支援資金の貸付は令和4年9月末日をもって終了

11. 特例貸付フォローアップ相談・支援事業(補助事業)

生活福祉資金特例貸付の償還が困難な方や、支援が必要と考えられる借受人、その他の生活困窮などの不安を抱える方に対し、地域で安心して暮らすことができるよう

プッシュ型の相談支援を行い、関係機関と連携した地域のセーフティネットの充実を図ることを目的として、京都府社会福祉協議会の補助を受けて令和 5 年 9 月から事業開始しました。

事業の実施にあたり 2 名の専任相談員（非常勤）を採用し、常勤職員 2 名（兼務）を加えた体制で特例貸付の借受世帯に対する償還支援業務や償還免除者を含む生活困窮世帯に対する生活支援業務を行っています。

(1) 特例貸付の借受世帯にかかる償還支援業務

- ①窓口相談及びアウトリーチ（電話・メール・訪問）による償還相談および手続き支援
- ②償還猶予中の借受人世帯の支援
- ③相談支援を通じて得た債権管理に係る情報の府社協への提供

		令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
①	アウトリーチ相談	998 件	636 件	-
	借受人からの相談	46 件	83 件	-
	相談件数合計	1,044 件	719 件	-
	うち償還猶予申請件数	6 件	19 件	28 件
	うち分割申請件数	4 件	5 件	-
	うち免除案内件数	2 件	47 件	-
②	償還猶予中の支援	36 件	104 件	-
	他機関等との連携	36 件	38 件	-
	意見書作成件数	1 件	12 件	-

※令和 5 年 9 月から事業開始。ただし、令和 5 年 1 月から償還が開始されたため償還猶予申請のみ令和 4 年度からカウント

(2) 特例貸付の借受世帯（償還免除者を含む）等に対する生活支援業務

- ①窓口相談及びアウトリーチ（電話、メール、訪問）による生活状況の把握、生活再建に向けた支援
 - ・上記（1）の①と一体的に実施（随時）
- ②借受人世帯の生活課題に応じた支援、関係機関との連携、つなぎ、ネットワークづくり
 - ・精華町担当課・保健所等との連携（随時）
 - ・地域包括連絡会議・民協定例会への参加（支援ネットワーク作り各 1 回）
 - ・せいかジョブポイント・シルバー人材センターとの連携・つなぎ 1 件
- ③地域における生活困窮課題の実態把握
 - ・民生委員・ケアマネジャー・地域包括支援センター・障害者生活相談員等との連携及びヒアリング調査
- ④生活支援物資の配布を通じた生活相談支援
 - ・BOX ティッシュ（社協名・連絡先・メッセージ入り）配付
 - ・京都生協提供品配付訪問
- ⑤償還・生活支援にかかる情報の提供
 - ・社協だより・行政広報誌への記事掲載（各 1 回）
 - ・チラシを作成し配布・配架（関係事業所、公共施設等へ配架）
- ⑥生活困窮者の支援を通じた、支えあいの地域づくり
 - ・社協内部連携強化会議 12 回
 - ・本会が実施する居場所づくり支援事業「絆カフェ」のほか、他の社会福祉法人や特定非営利活動法人、ボランティアが実施する居場所づくり活動などを紹介

12. 福祉サービス利用援助事業（受託事業）

判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障がい者等に対して、日常的な金銭管理や預貯金通帳等の預かりサービスを行いました。令和元年7月から開始した成年後見支援センター事業との連携が必要であるため、地域福祉課内に「権利擁護・成年後見センター」を設置し、職員体制を強化して一体的に業務を推進しています。

現在のところ、生活保護世帯に加えて住民税非課税世帯の利用者は利用料全額免除（京都府独自措置）となっていますが、京都府内全体で利用者は増加傾向であることから財源問題が生じています。

また、長年にわたり利用料（1時間1,000円）が据え置かれる一方で、最低賃金引き上げに伴う人件費の高騰によって、令和5年10月以降は生活支援員1時間あたりの賃金が、1時間あたりの利用料を上回る逆転現象が生じており課題となっています。

本サービスを必要としている方が、これまでどおりサービスを受けながら住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう働きかけていきます。

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
利用者数	26名	24名	24名
のべ利用回数	347回	354回	351回
活動時間数	489時間30分	492時間	459時間

13. 成年後見支援センター事業（受託事業）

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が、成年後見制度を適切に利用できるよう、制度の利用促進と円滑な制度運用ができる仕組みづくりを進めるために、令和元年7月から中核機関としての機能を担う「成年後見支援センター」を受託運営しています。

主な業務内容は、広報業務、相談業務、利用促進業務、後見人等支援業務です。相談件数が減少しているため、今後は周知広報に努めます。

①広報業務

- ・パンフレットによる広報
- ・高齢者ふれあいサロンでの説明
- ・せいか社協だよりへの記事掲載

②業務実績

	令和6年度	令和5年度	令和4年度
新規相談件数	18件	21件	26件
のべ相談件数	35件	92件	122件
ケース会議	2回	1回	1回
申立支援件数	のべ3件	のべ30件	のべ15件
運営委員会	3回	3回	3回
後見人等支援	0回	19回	2回
市民後見人候補者	8名	8名	8名
フォローアップ研修	2回	2回	2回
ネットワーク協議会	1回	1回	-

14. 一人暮らし老人の会「若葉会」への支援（事務局運営）

精華町に住む一人暮らし高齢者が月に1回集い、親睦と交流を深めるとともに、一人暮らし高齢者の福祉向上を目的として「若葉会」が組織化されています。本会では

「若葉会」の事務局として、会の運営を支援しました。令和 6 年度の新規入会は 2 名でした。令和 5 年 10 月から再開された「絆カフェ」運営に協力しています。

	令和 6 度	令和 5 年度	令和 4 年度
会 員 数	13 名	11 名	9 名
活動回数	11 回	11 回	11 回

15. 企業の社会貢献活動支援業務（まちの福祉サポート店事業）

商店や事業所、企業（企業等）と連携を図り、認知症高齢者などの見守りや買い物などをサポートする体制を構築することを目的として、平成 25 年度からまちの福祉サポート店事業を実施しています。買い物困難者の支援や宅配業者等による見守り・安否確認、従業員に対する認知症サポーター養成講座、募金箱の設置などの取り組みを呼びかけ、登録店（サポート店）には目印として店頭にステッカーと卓上ミニのぼりを掲げていただきました。

令和 6 年度は、いのちのリレーまつり 2024 のほか、町内の薬局が実施する相談会に参加しました。

	令和 6 度	令和 5 年度	令和 4 年度
登 録 数	171 か所	170 か所	169 か所
住まいの困りごと 相談件数	8 件	8 件	8 件

16. 地域ひとつなぎ事業（旧：訪問見守りボランティア強化事業）

訪問による高齢者の見守り活動の充実・強化を図ることで、高齢者の孤立・孤独を防ぎ、安心・安全な地域づくりをめざし、京都府社会福祉協議会の助成を受けて実施しました。

- ・実施団体 13 団体 助成金 225,000 円
- ・活動区分：①戸別訪問 13 団体
 - ②その他の見守り活動 8 団体
 - ③複数の活動組合せ 8 団体

17. 絆ネット構築支援事業（受託事業）【重点】

高齢、障がい、児童などの分野にこだわらず、深刻な生活課題をもった人たちが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、従来から取り組んできた小地域福祉委員会活動の充実・強化、まちの福祉サポート店として登録する企業、福祉事業所、当事者支援団体、行政等と連携することにより、制度だけでは解決できない福祉課題・生活課題の問題に対し、地域住民とともに地域のニーズ発見、相談支援のシステム構築を目指しました。

	令和 6 度	令和 5 年度	令和 4 年度
のべ相談件数	109 件	70 件	183 件

- ①絆ネットコーディネーターの配置
 - ・福祉課題の早期解決に向けて常勤コーディネーター1 名を配置。
- ②重層的支援体制整備事業関係者会議（3 回）
- ③精華町地域包括連絡会議（4 回）
- ④相楽消費生活センターとの意見交換会（1 回）
- ⑤精華町こころの相談室意見交換会（1 回）
- ⑥社協内部連携強化会議

令和 6 年度は社協内部の部署間の情報共有・連携と職員育成を目的として、事例検討及び課題解決のための定例会議を設置しました。

- ・ 定例会議 12 回
- ・ 事例検討件数：のべ 27 件

④絆カフェの実施

経済的困窮や引きこもり、虐待、権利侵害、不登校、離職、障がい、育児などの理由により社会的孤立を感じている方や要援護高齢者等を対象として、平成 27 年 7 月から毎月 1 回絆カフェを実施しています。

(毎月第 2 金曜日 9 時 30 分～12 時)

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
参加者数	451 人	189 人	中止

※令和 5 年 10 月から再開

18. 第 2 層生活支援コーディネーター設置事業（受託事業）

平成 29 年度から介護予防・日常生活支援総合事業に全面移行したため、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスが求められています。

本会では、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図るために生活支援コーディネーター 1 名を配置しました。

○生活支援コーディネーターの活動（第 2 層・南部圏域）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
相談件数	40 件	47 名	63 件
活動回数	57 回	97 回	58 回

- ・ 定例会議（精華町高齢福祉課、北部・南部コーディネーター）12 回
- ・ 「B 級助っ人の会」への参加 4 回
- ・ 助けあいゲームの実施 1 回

19. 社協ふくし＆相続相談

高齢者や障がい者、子育て世帯に限らず、現代社会になじめない人や生活困窮などの地域課題が増加する中、できるだけ多くの人たちが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるようなまちづくりを進めるためには、安心して相談できる場所が必要です。

福祉や生活に関する相談にワンストップで対応できるよう、弁護士や司法書士、税理士等の専門家（まちの福祉サポート店）の協力を得ながら毎月 2 回、福祉と相続に関する無料相談所を開設しました。

- ・ せいかガーデンシティ内イマージュサロン（第 2 火曜日）
- ・ 地域福祉センターかしのき苑（第 4 金曜日）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
相談者数	62 名	54 名	62 名

20. 地域送迎サービス専用車両貸出事業（ちょっとそこまで乗せてん car）【重点】

精華町内に在住する住民に対して、助けあいの精神に基づいて福祉送迎活動を実施する非営利団体に、地域送迎サービス専用車両（車いす対応車両）を貸し出しすることにより、住民の日常生活の便宜を図り、地域福祉及び在宅福祉の増進に寄与するこ

とを目的として、令和 6 年 1 月から事業を開始しました。令和 6 年度の登録団体は 1 団体でしたが、公共的な送迎車両を導入したことで運転協力者の心理的な不安と負担を軽減するとともに、運転者増員を目ざして今後は地域の送迎サービス体制の充実・強化を目ざします。

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
登録団体数	1 団体	1 団体	-
貸出回数	11 回	1 回	-

IV ボランティア活動の推進

1. ボランティアセンターの設置・運営

住民の理解と参加のもとに、小地域ネットワークづくりをはじめ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり実現に向け、住民の連帯意識の高揚とボランティア活動・住民活動の自主的・協働的な推進を目的として、ボランティアセンター運営委員会（定数 10 名）を設置・運営しました。

＜ボランティアセンター運営委員会＞

- ・第 1 回：5 月 21 日…委員 8 名出席
- ・第 2 回：8 月 7 日…委員 8 名出席
- ・第 3 回：3 月 18 日…委員 7 名出席

＜広報活動＞

- ・せいか社協だより
- ・社協ホームページ
- ・高の原サンプラザすずらん館にチラシ配架

＜ボランティア研修・交流会＞

- ・10/2 ボランティアが今よりもっと楽しくなる講座・37 名参加

2. ボランティアグループ助成事業

精華町における地域福祉の向上を目ざし、ボランティアセンターに登録しているボランティアグループに対して、自主的で継続的なボランティア活動を促進していくことを目的に、活動助成を行いました。

○精華町ボランティアグループ助成

- ・助成団体：17 団体
- ・助成総額：241,460 円

3. ボランティア登録・需給調整等

＜登録＞

56 団体 396 名のボランティア登録を受付しました。うち、335 名に対してボランティア保険料（1 人 100 円）を補助しました。

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
登録者数	396 名	448 名	454 名

＜相談援助＞

ボランティア活動に参加したい方や、ボランティアによる支援を求めている方からの相談を受けました。

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
相談者数	139 名	92 名	114 名

< 需給調整 >

町内の小中高等学校の福祉体験学習として、手話などのボランティアグループを社会人講師として派遣調整しました。

< 活動支援・情報提供 >

財団法人等が実施する助成事業を情報提供しました。また、京都府社会福祉協議会が実施するボランティアバンク補助金等の情報を提供し、申請にあたっての手続きを支援しました。

V 高齢者・障がい者・介護者支援事業

1. 包括的支援事業（受託事業）

住民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進するために、高齢者に関する総合的な相談窓口として対応しました。

主な業務は「介護予防ケアマネジメント業務」「総合相談・権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント業務」となっています。

これまで北部・南部の 2 圏域に分かれて地域包括支援センターが設置されていましたが、令和 6 年 12 月からは北部・南部・中部の 3 圏域に分かれて業務を分担し、本会では中部地域包括支援センターとして業務を実施しました。

○北部地域包括支援センター（精北小学校区・川西小学校区）

○南部地域包括支援センター（山田荘小学校区）

○中部地域包括支援センター（東光小学校区・精華台小学校区）

(1) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務

年々増加する高齢者数に比例するように、事業対象者や要支援の認定を受ける方が増えています。依然として、総合事業である通所型サービス、訪問型サービスが慢性的に不足する状況が続いています。

介護保険サービスのみを利用するのではなく、本人の持つ力が発揮できるようにインフォーマルサービスを積極的に紹介しました。

また、本会居宅介護支援事業所と協働して地域の社会資源情報誌を作成し、近隣の居宅介護事業所に配布しました。

(2) 総合相談・権利擁護業務

高齢者の総合相談窓口として相談援助業務を行いました。

令和 6 年度は、地域包括支援センターが 3 圏域に分かれたこともあり、相談件数は前年度より減少しました。

また、自立支援型地域ケア会議を実施し、通所型サービス C 利用後の介護予防支援について検討を行いながら、地域課題の抽出を図っています。

前年度以降、地域包括支援センター総合相談の中から個別課題を収集しており、令和 6 年度からは各地域包括支援センター及び北部・中南部の第 2 層生活支援コーディネーターで同様の個別課題収集を行い、年度末に地域包括ケア推進会議において各小学校区の地域課題の抽出を行いました。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

介護支援専門員からの個別相談に関しては、同行訪問や地域ケア会議、ケース会議

を開催しました。

依然として、高齢者虐待や支援困難事例の相談が多く、迅速な対応を心がけるとともに、関係機関・多職種との連携を意識して取り組みました。

＜主な業務実績＞

事業名		利用者数	のべ回数	前年度実績
①	介護予防ケアマネジメント業務	51 名	317 回	57 名／ 434 回
②	介護予防給付管理業務	160 名	1,348 回	157 名／1,348 回
③	総合相談支援業務	440 名	1,532 回	608 名／1,805 回
④	権利擁護相談業務	5 名	7 回	1 名／ 1 回
⑤	高齢者虐待			
	ア. 虐待相談	21 名	98 回	28 名／ 126 回
	イ. 虐待対応ケース会議	8 名	14 回	13 名／ 16 回
⑥	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務			
	ア. 困難事例（相談・ケース会議）	48 名	139 回	45 名／ 115 回
	イ. 地域ケア会議	3 名	3 回	2 名／ 2 回

2. 在宅高齢者等介護者リフレッシュ事業（受託事業）

在宅高齢者等の介護をしている方を対象に、身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、介護に関する相談会や交流会を開催しました。

参加者数が減少しているため、周知広報の方法が課題となっています。

・第1回：8月2日

巻き玉キーホルダー作り、介護者家族の会「なでしこの会」との交流会
…11名参加

・第2回：11月6日

茶畑散策お茶の淹れ方体験…10名参加

3. 外出支援サービス事業（受託事業）

一人での外出が困難な高齢者等に対して、福祉サービスの利用促進並びに介護者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、車いす対応車両で病院や公共機関への送り迎えを実施しました。

協力会員（運転者）の増員が課題となっています。

4. 障害児者移送サービス事業（受託事業）

障がいのため公共交通機関を利用することが困難な方や、一人での外出が困難な方に対して、福祉サービスの利用促進並びに介護者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、車いす対応車両で病院や公共機関への送り迎えを実施しました。

5. 紙おむつ等給付事業（受託事業）

在宅寝たきり高齢者等に対して、高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的として、毎月1回1種類の紙おむつ等（平版レギュラーサイズ、平版スーパーサイズ、尿取りパッド、尿取りパッド夜用、テープ止めタイプ、リハビリパンツ）を利用者宅へ戸別配達しました。

平成30年度から精華町の実施要綱改正により、利用対象者は住民税非課税世帯に限られることとなり、利用実績は利用者数及び利用回数ともに年々減少しています。

6. 配食サービス事業（受託事業）

高齢者の健康増進を図ることを目的として、買い物や食事づくりが困難な在宅の高齢者に対し、在宅高齢者等配食サービス事業を実施しました。栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により利用者に昼食の配達を行うとともに、配食時に当該利用者の安否の確認を行いました。

実利用者数及び利用回数は前年度と比較すると少し減少していますが、前年度は過去最高の利用回数であったため、依然として高い利用率を維持しています。

食材料費の高騰に伴い、令和 6 年度から利用料を 1 食 500 円（変更前は 480 円）に値上げしました。

7. テレホンサービス事業

町内在住の一人暮らし高齢者（希望者）の不安解消と安否確認を目的として、ボランティアの協力により、電話での話し相手や相談援助活動を行いました。

利用者数が減少傾向であるため、積極的な広報活動が必要となっています。

8. 日常生活用具等貸出事業

公的な制度を利用できない方で、かつ、車いすなどが一時的に必要な方を対象として、家族等の負担の軽減を図ることを目的として車いすなどを貸し出しました。

また、町内小中学校が実施する福祉体験学習などにも車いすを貸し出しました。

地域のサロン等に対しては、レクリエーション機器を貸し出しました。

9. 介護保険要介護認定調査（受託事業）

精華町以外の保険者（市区町村）から依頼を受けて、精華町内に在住（入院）する要介護者等の介護保険要介護認定にかかる訪問調査を実施しました。

【高齢者・障がい者・介護者支援事業利用実績】

事業名		利用者数	のべ利用回数	前年度実績
1	総合相談（再掲）	440 名	1,532 回	608 名／1,805 回
2	在宅高齢者等介護者リフレッシュ事業	18 名	21 回	25 名／ 27 回
3	外出支援サービス事業	24 名	284 回	28 名／ 304 回
4	障害児者移送サービス事業	1 名	3 回	1 名／ 6 回
5	紙おむつ等給付事業	87 名	372 回	96 名／ 376 回
6	配食サービス事業	70 名	6,305 回	72 名／6,416 回
7	テレホンサービス事業	7 名	174 回	15 名／ 221 回
8	日常生活用具等貸出事業	75 名	92 回	55 名／ 66 回
9	介護保険要介護認定訪問調査	3 名	3 回	10 名／ 10 回

VII 児童・子育てを対象とした事業

1. 地域児童福祉活動助成事業

精華町内の小学生を対象に、社会福祉への理解と関心を高めるための体験・交流活動等を行う自治会に対して、活動費の一部助成を行い、自主的で継続的な地域福祉・児童福祉活動を促進しました。

令和 5 年度から通年事業に変更して実施しています。（35 自治会・292,600 円）

2. 育児サロンへの支援

町内で自主的に活動している育児サロン（サークル）に対して、福祉行事保険加入のあっせんや、子育て支援及び助成金に関する情報提供等の側面的支援を行いました。また、育児サロン代表者による会議の運営をサポートしました。

3. 福祉体験等学習への協力

町内の小・中学校が、福祉体験学習を行うにあたり、ボランティアグループ等の社会人講師派遣の調整業務や助成金の交付を行いました。

4. ファミリーサポート事業（受託事業）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（援助会員）とが会員となり、センターが仲介してお互いの信頼関係のもとに助け合いを行う子育て支援組織「精華町ファミリー・サポート・センター」を受託運営しました。運営にあたっては、常勤のアドバイザーを配置し、相互援助活動の需給調整を行いました。

実績は過去最高の活動時間数となりましたが、援助会員の不足が課題となっています。

＜主な活動内容＞

保育所終了後の迎え、保育所終了後の預かり、保護者の用事の時の預かり

1時間あたり利用料 700 円（土日祝は 800 円）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
依頼会員数	152 名	139 名	126 名
援助会員数	45 名	45 名	40 名
両方会員数	4 名	4 名	4 名
のべ活動回数	351 回	388 回	512 回
活動時間数	1152 時間 30 分	654 時間	853 時間

5. 産前産後ヘルパー派遣事業（受託事業）

家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけでなく保護者自身が支援を必要とする家庭が増加しています。

こうした需要に対応するため、有資格者であるホームヘルパーが、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた妊産婦がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行うことにより家庭や養育環境を整え、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐとともに、子どもの生活の確立を目ざし、安心して出産、子育てができる支援体制を確保することを目的として令和 4 年 12 月から事業を開始しました。

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
実利用者数	7 名	6 名	2 名
のべ活動回数	88 回	65 回	10 回
活動時間数	113 時間	81 時間	20 時間

VII 介護保険事業・障害者居宅介護事業等

1. 指定居宅介護支援事業

要介護者や家族等の意向を聞くなど相談に応じ、居宅サービスを適切に利用できる

よう居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行いました。サービス導入後は、利用者宅を定期的に訪問し、利用者等の意向を踏まえた上で、介護保険サービスや制度外サービスを多機能にマネジメントし、利用者が安心して在宅生活を送ることができるよう支援しました。

介護支援専門員の定着により、令和 5 年度まで利用者数は順調に増加していましたが、令和 6 年度のべ利用者数は前年度比 1%減という結果でした。

専門職が有する能力を地域に還元する取り組みの 1 つとして「地域資源の情報収集・還元」を位置づけました。情報不足によりインフォーマルサービス（地域資源などの介護保険外サービス）が弱い現状があり、中部地域包括支援センターと協働で月 1 回会議を開催し、精華町近隣を中心とした地域資源の情報収集・集約を行い、社会資源パンフレット「どんちゃんおたすけ情報誌」を作成しました。

介護相談機能の強化として、地域のインフォーマルな活動（高齢者サロンや体操教室）に 2 か月に 1 回程度職員が出向き、地域住民との顔が見える関係づくりや地域の情報収集に努めました。

ケアプランデータ連携システムの利用開始に向けて、利用開始した事業所に情報収集していく中で、不便な面もみられることから運用には至っていませんが、次年度中には運用が開始できるよう進めていく必要があります

2. 指定訪問介護事業

要介護認定を受けている方を対象として、可能な限り在宅において利用者の有する能力に応じて自立したその人らしい生活を営むことができるよう、「訪問介護計画」に基づいて生活全般にわたる援助を行いました。

令和 6 年度は、複数回訪問していた利用者の入所・死亡による利用中止が続き、前年度実績と比較すると、実利用者数・のべ利用回数ともに大きく減少し、実利用者数は 16%の減少、のべ利用者数は 8.5%の減少となりました。業績回復に向けて、引き続き居宅介護支援事業所との連携を心がけます。

事業所内では紙媒体のサービス提供実施記録を廃止し、全ヘルパーで支援経過記録の入力を積極的に行い、ヘルパー間の情報共有とサービスの均一化につなげることができました。また、月 1 回のヘルパーミーティングでは、非常勤ヘルパーが主体的に参加できるよう、ミーティングのあり方について改善を図りました。

3. 指定介護予防訪問介護相当サービス（訪問介護と一体的に実施）

訪問介護と一体的に実施しているため「2. 指定訪問介護事業」のとおり。

4. 指定通常規模型通所介護事業

要介護認定を受けている方を対象に、週 6 日デイサービスセンターにおいて、レクリエーションや入浴・機能訓練・食事の提供及び介助を行いました。

前年度実績と比較すると、実利用者数・のべ利用回数ともに大きく減少し、実利用者数は 13.8%の減少、のべ利用者数は 18.8%の減少となりました。

居宅介護支援事業所へ空き情報などを情報提供し、出前講座の際には地域住民に対して事業紹介や利用者募集をしたことで、4 月当初は新規契約や利用日追加により稼働率が上がりましたが、利用者の高齢化に伴い長期入院や入所が重なり、のべ利用者数は伸び悩んでいます。

新たな広報活動としてフェイスブックを活用しています。

6 月から新たに口腔機能向上加算を取得し、嚥下機能の低下予防を目的として看護

師などによる口腔ケアや口腔機能訓練を行っています。また、個別機能訓練の充実に取り組み、機能訓練指導員が個別機能訓練に特化した体操を実施するなど利用者から好評を得ています。

事業所内に設置している各委員会については資質向上を図るため定期的に委員会を開催し、事例検討会等を行いました。また、事業所内全職員を対象に年 3 回介護技術研修を実施し、職員個々のスキルを上げサービスの質の向上に取り組みました。

令和 6 年度は、住民の方からの寄付を活用し、電動ベッド、昼食用の食器、個別機能訓練で使用する運動機器を購入しました。次年度は更に個別機能訓練に取り組むことで、活動的な幅広い年代の方に選んでいただけるデイサービスを目ざします。

＜研修等＞

- ・介護職員実務者研修 2 名修了
- ・介護保険サービス事業者集団指導 9/12
- ・第三者評価事業受診 11/26

5. 指定認知症対応型通所介護等事業

要介護（支援）認定を受けている認知症状のある方を対象に、週 6 日デイサービスセンターにおいてサービス提供し、入浴・食事の提供及び介助や回想法・音楽療法・認知症予防ゲーム（スリーA）などを積極的に取り入れ、認知症対応型のデイサービスとして少人数での支援の利点を活かし、家庭的な雰囲気でも過ごしていただける環境づくりを心がけました。

全体でのレクリエーションに参加できない方には個別に活動を実施しました。個別ケアが必要とされる利用者が増加しており、職員間で情報を共有し、その方にあった対応をすることで、安心して過ごしていただけるよう工夫しました。

また、今年度からの新たな取り組みとして、6 月 1 日から口腔機能向上の取り組みを実施しました。

前年度実績と比較すると、実利用者数・のべ利用回数ともに大きく減少し、実利用者数は 33.3%の減少、のべ利用者数は 22.6%の減少となりました。

業績回復に向けて、引き続き居宅介護支援事業所へ情報提供するとともに、地域のサロン等に出向いて事業説明を行うなど PR を強化します。また、令和 7 年度は事業検討委員会を設置し、今後の事業内容を見直します。

＜研修等＞

- ・認知症介護実践者研修 2 名修了
- ・認知症対応型サービス事業管理者研修 1 名修了
- ・介護保険サービス事業者集団指導 6/19
- ・ほっとあんしん認知症講座の開催 12/12・5 名参加
- ・ほっとぴあ運営推進会議① 11/ 7・8 名出席
- ・ほっとぴあ運営推進会議② 3/25・6 名出席
- ・第三者評価事業受診 11/26

6. 指定介護予防通所介護相当サービス（通常規模型通所介護と一体的に実施）

通常規模型通所介護と一体的に実施しているため「4. 指定通常規模型通所介護事業」のとおり。

7. 指定障害者居宅介護事業・重度訪問介護事業

支援の必要な障がい者に対して、可能な限り在宅で日常生活を営むことができるように、利用者の日常生活全般の状況及び本人や家族の希望を踏まえた「居宅介護計画」

「重度訪問介護計画」を作成し、本人や家族の同意を得て居宅介護・重度訪問介護サービスを提供しました。

前年度実績と比較すると、実利用者数は2名減少しましたが、のべ利用回数は12%増加しました。

一人の利用者に対し、複数の事業所が関わっているケースについて、相談支援専門員にケース会議の開催を提案し、情報共有だけでなく具体的な支援の検討を行うことができました。障がいの特性を理解し、利用者にあった支援方法や対応方法を担当ヘルパーで検討し、統一した支援を心がけます。

8. おたっしゃ倶楽部（通所型サービス A）

要支援者等の社会的孤立感の解消及び自立生活の助長や心身機能の維持を図ることを目的として、週2回（水・金）、デイサービスセンターにおいて機能訓練や趣味活動を行い、高齢者がいつまでも元気で過ごすための支援を行いました。

利用者数は令和5年度まで増加傾向が続いていましたが、令和6年度は前年度実績と比較すると、のべ利用者数で6.1%減少しました。

今年度は、モニタリング等での利用者情報を共有することで、ケアマネジャーとの連携強化を図ることができました。また、当通所介護事業所内で利用者の状況に応じた一体的なサービス提供ができるよう、通常規模型や認知症対応型通所介護事業との交流の機会を増やす取り組みを行いました。令和6年度は、2名の利用者を本会通常規模型通所介護事業の利用につなげることができました。

令和6年4月から実施した自炊化による昼食提供では、温かい食事・栄養バランスを考えた食事に好評を得ています。

長期利用の方が増える一方で、高齢化が進んでいます。利用者個々の身体機能や認知機能の差が広がっており課題となっています。職員の見守り方法等を最適化することが求められます。

【介護保険事業・障害者居宅介護事業利用実績】

事業名		令和6年度 実利用／のべ利用	令和5年度 実利用／のべ利用	令和4年度 実利用／のべ利用
1	居宅介護支援	192名／1,581回	183名／1,596回	168名／1,556回
2	訪問介護	79名／7,728回	94名／8,440回	79名／8,438回
	自費サービス	10名／103回	14名／104回	14名／85回
3	予防訪問介護相当	7名／379回	7名／399回	5名／511回
4	通常規模型通所介護	75名／5,605回	87名／6,902回	87名／6,980回
5	認知症型通所介護等	20名／1,809回	30名／2,337回	33名／2,068回
6	予防通所介護相当	5名／432回	4名／195回	5名／276回
7	障害者居宅介護	10名／812回	12名／724回	12名／901回
	障害者重度訪問介護	1名／23回	1名／24回	1名／24回
8	おたっしゃ倶楽部	26名／1,246回	31名／1,327回	29名／1,190回

注) 精華町社協では基本的に「障がい者」という表記を用いていますが、法律名または規則名の場合は原文通り「障害者」と表記しています。